

設問 1 (1)

受理官庁は、国際出願日認定の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める（P C T 11 条(1)）。

従って、甲は、受理官庁である日本国特許庁に、国際出願日認定の要件（P C T 11 条(1)(i)～(iii)）を満たした国際出願 B をすることが必要である。

設問 1 (2)

1. P C T 19 条補正の機会

出願 B の出願人である甲は、国際調査報告を受け取った後、国際調査機関による国際事務局及び出願人への国際調査報告の送付の日から 2 月又は優先日から 16 月のうちいずれか遅い日までに（P C T 19 条(1)、P C T 規則 46.1）、1 回に限り、国際事務局に対して請求の範囲について補正をすることができる（P C T 19 条(1)(2)、P C T 規則 46.2）。また、この補正は、出願時における国際出願の開示を超えない範囲で認められる（P C T 19 条(2)）。

2. P C T 34 条補正の機会

出願 B の出願人である甲は、国際調査報告及び見解書の送付から 3 月又は優先日から 22 月のいずれか遅く満了する期間までに国際予備審査の請求をすることで（P C T 31 条(2)、P C T 規則 54 の 2.1(a)(i)）、国際予備審査機関に対して制限なく、請求の範囲、明細書、図面について補正をすることができる（P C T 34 条(1)、(2)(b)）。また、この補正は、国際予備審査請求時又は国際予備審査請求後国際予備審査報告の作成されるまで行うことが可能であり（P C T 34 条(2)(b)、P C T 規則 66.1(b)）、出願 B 時における国際出願の開示を超えない範囲で認められる（P C T 34 条(2)(b)）。

設問 1 (3)

1. 出願 B を日本国内に移行させる際に行われる手続

(1) 翻訳文の提出(184 条の 4)

甲は、国内書面提出期間内に、国際出願日における明細書、請求の範囲、図面の中の説明、要約の翻訳文を提出しなければならない(184 条の 4 第 1 項)。

明細書及び請求の範囲の翻訳文を提出しないときは、出願 B を取り下げたものとみなされ(同条 3 項)、要約の翻訳文を提出しない場合は、補正命令の後(184 条の 5 第 2 項 4 号)、出願 B が却下され得る（同条 3 項）。

(2) 国内書面の提出(184 条の 5)、手数料の納付（195 条 2 項）

甲は、国内書面提出期間内に国内書面を提出し（184 条の 5 第 1 項）、所定の手数料を納付しなければならない(195 条 2 項)。

国内書面の提出、手数料の納付がされない場合は、補正命令の後（184 条の 5 第 2 項 1 号、5 号）、出願 B が却下され得る(同条 3 項)。

2. 補正がされていた場合の手続

(1) P C T 19 条補正がされていた場合

甲は、国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、P C T 19 条補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる（184 条の 4 第 2 項）。

また、甲は、請求の範囲の翻訳文を既に提出した場合であっても国内処理基準時の属する日までに限り、P C T 19 条補正後の請求の範囲の翻訳文を更に提出することができる（184 条の 4 第 6 項）。

国内書面提出期間内に手続がされなかったときは、P C T 19 条補正はされなかったものとみなされる（184 条の 4 第 7 項、準 184 条の 7 第 3 項本文）。

(2) P C T 34 条補正がされていた場合

甲は、国内処理基準時の属する日までに、P C T 34 条(2)(b)の規定に基づき提出された補正書の翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない（184 条の 8 第 1 項）。

国内処理基準時の属する日までに手続がされなかったときは、P C T 34 条補正はされなかったものとみなされる（184 条の 8 第 3 項）。

設問 2 (1)

1. 概要

特許を受けようとする者が、明細書等に代えて、外国語で記載した書面を願書に添付して出願することができ、提出した日本語の翻訳文が明細書等とみなされる制度である（36 条の 2 第 1 項、2 項、8 項）。

2. 趣旨

従来、外国人が我が国に特許出願を行う場合は、通常、外国語により行った第一国出願に基づきパリ条約の優先権を主張し、願書に日本語に翻訳した明細書等を添付することにより行っていた。

しかし、従来の特許法では、パリ優先権の優先期間である一年の期間が切れる直前に特許出願をせざるを得ない場合には短期間に翻訳文を作成する必要があることに加え、願書に最初に添付する日本語に翻訳した明細書又は図面に記載されていない事項を出願後に補正により追加することは認められないため、外国語を日本語に翻訳する過程で誤訳があった場合には外国語による記載内容をもとにその誤訳を訂正することができないなど、発明の適切な保護が図れない場合があった。

従って、こうした問題点を解決するため、外国語書面出願制度を設けることとした（36 条の 2）。

設問 2 (2)

1. 原文新規事項の追加（49 条 6 号）

本問では、翻訳文の特許請求の範囲及び明細書には、外国語書面には記載されていない「z 部材」が記載されている。

従って、出願 B は、明細書等の記載が外国語書面に記載した事項の範囲内がないとの拒絶理由を有する（49 条 6 号）。

2. 新規事項の追加（49 条 1 号、17 の 2 第 3 項カッコ書）

本問では、「X 部材」について、「x 1 材料、x 2 材料又は x 3 材料を用いる」との記載に補正され、翻訳文には記載されていない「x 3」が含まれている。

従って、出願 B は、新規事項の追加の禁止違反の拒絶理由を有する（49 条 1 号、17 の 2 第 3 項カッコ書）。

以上